

最判昭和 45 年 7 月 16 日民集 24 卷 7 号 1077 頁

約束手形金請求事件

昭和四五年（オ）第一六号

同年七月一六日最高裁第一小法廷判決

【上告人】 被控訴人 原告 角田正徳 代理人 大森正樹

【被上告人】 控訴人 被告 有限会社共栄商会

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人大森正樹の上告理由について。

原審の確定するところによれば、被上告人と訴外光復物産株式会社間および同会社と訴外木下産業株式会社間における掃除機三〇ダースの各取引契約が、昭和四二年二月一〇日頃いずれも合意解除されて、各取引上の代金債務は消滅し、右商品は被上告人の手もとから光復物産を経て木下産業に返還されたことによつて、被上告人による本件約束手形の振出および受取人たる光復物産から木下産業への裏書の各原因関係は消滅し、被上告人は光復物産に対し、また、同会社は木下産業に対して、それぞれ右手形の返還を求めることができることとなつたというのであつて、原審の右認定判断は、証拠関係に照らし、首肯するに足りる。右判断の過程に所論のような理由不備の違法はなく、右違法をいう論旨は、その実質において、原審の専権に属する証拠の取捨判断、事実の認定を非難するものにすぎず、採用することができない。

そして、右のような事実関係のもとにおいては、被上告人は、手形振出の原因関係消滅の抗弁をもつて、受取人たる光復物産に対してのみでなく、同会社から右手形の裏書譲渡を受けた木下産業にも対抗し、手形債務の履行を拒むことができるものと解するのが相当である。けだし、かかる原因関係に由来する抗弁は、本来、直接の相手方に対してのみ対抗しうるいわゆる人的抗弁たりうるにすぎないが、人的抗弁の切断を定めた法の趣旨は、手形取引の安全のために、手形取得者の利益を保護するにあると解すべきことにかんがみると、前記のように、自己に対する裏書の原因関係が消滅し、手形を裏書人に返還しなければならなくなっている木下産業のごとく、手形の支払を求める何らの経済的利益も有し

ないものと認められる手形所持人は、かかる抗弁切斷の利益を享受しうべき地位にはないものというべきだからである。したがって、これと同旨の見解に立ち、被上告人が振出の原因関係消滅の抗弁をもつて木下産業に対抗しうるものと認めた原審の判断は正当であつて、原判決に手形法七七条、一七条に違背した違法があるとする論旨も理由がなく、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 長部謹吾 裁判官 入江俊郎 裁判官 松田二郎 裁判官 岩田誠 裁判官 大隅健一郎)

上告代理人大森正樹の上告理由

(原判決には理由不備および判決に影響を及ぼすこと明らかなる法令違背がある。)

原判決、「理由」第三項（第五葉裏面五行目以降）において、「原審における控訴会社（被上告会社）代表者本人尋問の結果およびこれによつて成立を認めることができる乙第二号証の一、二によれば、昭和四二年二月一〇日頃控訴人主張の手動式掃除機サニーホープ合計三〇ダースが控訴人から光復物産に、さらに光復物産から木下産業に返還されたことをうかがうことができる」むね判示されているが、上告人としてはこれはどうてい肯認できないところである。すなわち、前記乙二号証の一、二の記載文言によつても、どうてい右判示のように認定できないし、被上告会社（控訴会社）代表者本人にしても、被上告会社と光復物産との間とはともかく、光復物産、木下産業両者間の折衝については同人は直接関係する立場にはないので、この点についての同人の証言は明らかに伝聞証言というべく、他に何らの証拠もない本件において、同人の証言のみで判示のように認定することは経験則、採証の原則の違背というべきである。しかも右判示認定の事実は、判決理由を通読して明らかなように、判決の結論に導く基礎の事実となつていのであるから、結局右違背は十分な理由なくして原判決の結論を導き出したことに帰着し、原判決の理由不備というに十分である。

さらに、原判決は右判示の後に続けて、「これ（昭和四二年二月一〇日頃の控訴人から光復物産へ、さらに木下産業へのサニーホープ合計三〇ダースの逐次返還）により当事者の各取引は合意解除され、光復物産は控訴人に対し、木下産業は光復物産に対し右掃除機三〇ダースの各取引代金債務の履行を求めることができなくなつたものというべく、したがつて逆に控訴人は光復物産に対し、光復物産は木下産業に対し、それぞれ本件手形の返還を求めることができるものということができる。もとより控訴人と木下産業とは原因関係において直接相對する関係にあるわけではないけれども、このように手形上の債務者から手形上の権利者に至るすべての原因関係が消滅している場合には云々」と判示されているが、これには次のような違法がある。

すなわち、問屋ともいふべき木下産業からいわば卸屋である光復物産へ引渡された商品、

さらにこの光復物産から小売店である被上告会社に引渡された商品が、いずれも前述したサニーホープ三〇打だけであつて、その前後を通じて外に何らの取引もなく、しかも唯一の右各取引の代金支払が、本件係争の約束手形でもつて、被上告会社がこれを光復物産あて振出交付し、光復物産がこれを木下産業に裏書交付したものであつて、他に何らの決済手段のなかつたものと仮定すれば、原判決の右判示認定はあるいは肯認できるかもしれないが、現実はそのように単純なものではなく、被上告会社提出の乙六号証の約束手形によつても明らかなように、本件と同様の取引がその直前にあり、しかもこの約束手形は支払決済されたと被上告会社代表者が証言しているのであるから、この取引は支障なく完了したことがうかがわれる。これは被上告会社と光復物産との間の取引のことであるが、光復物産と木下産業との間の取引となると、卸屋と問屋との通例から考えても明らかなように、大量の取引のあつたこと多言を要しないところであろう。したがつて、被上告会社、光復物産の間においても、また、光復物産、木下産業の間においても、判示認定の三〇ダースのサニーホープのほか、相当量の取引のあつたことは動かせない事実といわなければならない。しかも被上告会社、光復物産の取引条件と、光復物産、木下産業間のそれとは、同一物件についても金額において異なり、かつ、被上告会社、光復物産間の取引は数量が三〇ダースであつても、光復、木下間の取引はさらに大量の取引であり、二個の各取引、代金支払の日時はそれぞれ異なるのが通常であるから、本件各約束手形が被上告会社より光復物産に振出交付されたのが、この両会社間においては判示認定のサニーホープ三〇ダースの取引代金支払のためになされたものであつたとしても、これらの手形が光復物産より木下産業に裏書譲渡されたのが、右判示認定と同じ特定のサニーホープ三〇ダースの取引代金であるということは通常ありえないことである。その他の一般買掛金債務などの支払のためであること明らかといわなければならない。しかも光復物産は本件取引後間もなく多額の負債をかかえて倒産し、木下産業の同社に対する多額の売掛金等の債権も現在に至るも未回収のままである。そうしてみると、被上告会社が光復物産に対して本件各手形の返還を求めることができるとしても、光復物産は木下産業に対してはその返還を求めえないこと自明の理といわなければならない。原判決も「もとより控訴人と木下産業とは原因関係において直接相對する関係にあるわけではない」むね認めながらも、「このように手形上の債務者から手形上の権利者に至るすべての原因関係が消滅している」むね認定したのは、前述したように、被上告会社、光復物産間、光復物産、木下産業間の各取引が判示認定のサニーホープ三〇ダースのみで、代金支払もこの取引代金のみであることを前提としたもので、前述の実情を考慮せず、十分な証拠なく認定された理由不備の違法あるものというべきである。

さらに原判決は、前記判示のあとをうけて、「このように手形上の債務者から手形上の権利者に至るすべての原因関係が消滅している場合には、あえて権利乱用の法理（最高裁判所大法廷昭和四三年一二月二五日大法廷判決参照）をまつまでもなく、手形上の債権者は、その直接の後者に対する原因関係消滅の抗弁をもつて手形上の債権者に対抗することがで

きるものと解するのが相当であつて、控訴人は木下産業に対し直接本件手形金の支払を拒むことができるものといわなければならない。」と判示しているが、これは明らかに手形法七七条によつて準用される同法一七条の法令違背である。前述したように光復、木下間の手形裏書譲渡の原因関係は判示認定と全く別個無関係のものであるから、当然被上告会社は右法条により上告人に対し本件各手形金支払義務あるにかかわらず、理由なく前述の判示認定をなして、右法案の適用を認めず、右支払義務がないとしたのは明らかに右法条違反であつて、これは判決に影響を及ぼすこと明らかである。

以上の各理由により原判決は破棄を免れないものである。ちなみに、上告人は木下産業のため五〇〇万円の損害を受け、その事業を縮少し、一時は再起も危ぶまれたが、本件手形をふくめ数通の手形を譲受け、現在にいたるもそのほとんどが未回収のままである。